
2025 年 7 月 15 日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 170 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2 週間に 1 回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ T O P I C

◆◆ 気になる統計の動きー令和 6 年度個別労働紛争解決制度の施行状況

◆◆ 今週のひとこと

■ エアコン

暑いですね。神戸市の六甲山で 7 月 11 日、「氷室開き」が行われましたが、今年は氷がすべて溶けてなくなる異常事態となったとのことでした。氷室は、古代から日本では宮廷への献氷に使用されました。海外ではもっと大掛かりで、中国では約 2500 年前の孔子の時代、すでに巨大な氷室があったと記録があり、ヨーロッパでは夏になるとローマ皇帝が邸宅の庭に雪を運び入れ、涼を楽しんだそうです。夏場の涼を取ることは、贅沢な楽しみでした。

現代では、技術が進歩し、エアコンが普及しています。最近では、東南アジアの家庭の中にもエアコンが設置されている映像をよく見ます。世界のエアコンの普及率を調べてみました。アメリカや日本では 90%以上、中国の都市部では 60%前後、ヨーロッパでは 10~30%程度、インドで 10%未満、アフリカ（例えばナイジェリア）では 5%未満ということです。今年 6 月、空調の業界団体が 2024 年の世界のエアコンの需要をまとめました。これによると、5,000 万台の中国、2,500 万台のアジア（日本、中国を除く）が急激に伸びています。1,900 万台のアメリカ、1,000 万台の日本、950 万台のヨーロッパは横ばいで、520 万台の中東、380 万台のアフリカは微増です。

国際エネルギー機関（IEA）は、2050 年までに、新興国の経済成長に伴って、世界のエアコン台数が約 3 倍に増加すると予測しています。すると心配なのは、電力のひっ迫と、化石燃料を使った発電による多くの温室効果ガスが排出されていくことです。とはいえ、この流れは止められませんので、省エネ・節電につながる上手なエアコンの使い方を考えていくことが一層重要です。

ー「クーラーはほぼ神さまとっていい」

（伊藤園お〜いお茶第 30 回新俳句大賞佳作受賞作品 小林雷平（9 歳））



◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

■ 1 OFF-JT 受講は正社員で 45%、正社員以外で 18%／厚労省

厚生労働省は、6月27日、2024年度「能力開発基本調査」の結果を公表しました。この結果を、まず個人に対する調査で見ると、OFF-JTを受講した労働者は37.0%（雇用形態別では「正社員」44.6%、「正社員以外」18.4%）、自己啓発を実施した労働者は36.8%（「正社員」45.3%、「正社員以外」15.8%）となりました。また、企業調査で教育訓練への費用の支出状況を見ると、OFF-JTまたは自己啓発支援に支出した企業は54.9%で、OFF-JTに支出した費用の労働者一人当たり平均額は1.5万円、自己啓発支援に支出した費用の労働者一人当たり平均額は0.4万円となりました。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00202.html

■ 2 外国人材活用の表彰制度を充実／国交省

国土交通省は、6月13日、外国人材受入れに係る表彰制度「外国人材とつくる建設未来賞」の見直しを公表しました。これによりますと、2025年度は、従来から実施している「優秀外国人建設技能者賞」「外国人材育成賞」の2部門に加えて、「未来への取り組み賞」の部門を新たに創設し募集を行うこととしたということです。新しい部門では、ア) 建設技能向上の取組、イ) 日本語能力向上の取組、ウ) 地域社会との共生の取組、エ) 建設業に関連した新事業展開の取組を募集の対象にしています。

<詳しくは>

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo03_hh_000001_00109.html

■ 3 高齢者世帯が増え、児童のいる世帯が減少／厚労省

厚生労働省は、7月4日、2024年「国民生活基礎調査」の結果を公表しました。これによりますと、単独世帯の割合は34.6%（前年34.0%）と過去最高を、高齢者世帯も31.4%（同

30.4%)と過去最高を示したのに対し、児童のいる世帯は16.6%(同18.1%)で過去最少となりました。1世帯当たり平均所得は536万円(同524万2千円)となりました。

<詳しくは>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa24/index.html>

■ 4 「スポットワークの留意事項リーフレット」を作成／厚労省

厚生労働省は、7月4日、「スポットワーク」(注：ここでは雇用仲介を行う事業者が提供する雇用仲介アプリを利用してマッチングや賃金の立替払を行うものを対象とする)における留意事項等のリーフレットを公表しました。リーフレットは、労働者用と事業主用の2種類があり、その主な内容は次のとおりです。厚労省は、経済団体及び「スポットワーク」の雇用仲介を行う事業者が加入する一般社団法人スポットワーク協会に対し、これらリーフレットの周知等を要請しました。

〔主な内容〕

(1) 労働契約の成立時期について

労働契約の成立をもって労働関係法令が適用されることになる。「スポットワーク」では、アプリを用いて、事業主が掲載した求人に労働者が応募し、面接等を経ることなく、短時間にその求人と応募がマッチングすることが一般的である。面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人に労働者が応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するものと一般的には考えられること。

(2) 休業手当について

労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業又は仕事の早上がりさせることになった場合は、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」となるので、労働者に対し、所定支払日までに休業手当を支払う必要があること。

(3) 賃金・労働時間について

労働者から予定していた労働時間と異なる実際の労働時間による修正の承認申請がなされた場合は、事業主は、賃金は労働者の生活の糧であることを踏まえ、予定された労働時間に基づき勤務した賃金は遅滞なく支払うとともに、予定の労働時間と異なる時間については、速やかに確認し、労働時間を確定させること。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59197.html

■ 5 スポットワーク大手タイミーが運営方針を見直し／民間企業

スキマバイトのサービスを手がけるタイミーは、7月4日、2025年9月1日からサービス運営方針を変更することを発表しました。これは、同日に厚生労働省が作成・公表した「スポットワークの留意事項リーフレット」を踏まえたもの。変更点としては、①労働契約成立のタイミングをこれまでの業務当日にQRコードを読み取りチェックインした時点としていたものを、働き手が求人への応募（申込み）を完了した時点に変更し、解約権留保付労働契約が成立するとの考え方で運営を行うこととしたこと、また、②契約成立後、使用者からの解約（マッチングキャンセル）は原則不可となり、解約可能事由に該当しない限り休業手当の支払いが必要となることとしたことなどです。

<詳しくは>

<https://corp.timee.co.jp/news/detail-4758/>

■ 6 非正規雇用シニアに対する今後の採用意向は約6割／民間調査

（株）マイナビは、7月8日、全国の企業を対象に実施した、非正規雇用のシニア採用に関する企業調査（2025年）の結果を発表しました。これによりますと、直近半年間に非正規雇用でシニア（65歳以上）を新たに採用した企業は44.8%で、雇用形態別では「アルバイト」が37.4%で最も高く、「契約社員」が29.0%、「派遣社員」が28.1%、「嘱託社員」19.7%、「スポットワーカー」17.3%となりました。

非正規雇用のシニアに対する今後の採用意向では、「採用したい（「積極的に採用したい」＋「どちらかといえば採用したい」）」が57.1%で半数を超えました。採用したい理由は、「人手不足の解消・改善に繋がるから（48.9%）」が最も高く、「専門性が高い・経験が豊富（34.4%）」、「採用基準に年齢は関係ないから（24.5%）」が続きました。また、勤務先でシニアが担っている役割や発揮している能力では、「職場に特有の専門知識・専門スキル（35.1%）」が最も多く、次いで「シニアの応募者の安心材料（33.7%）」、「職場の雰囲気や和ませること（30.6%）」となりました。企業はシニアに対して、経験や人柄、在籍していることそのものが職場に価値をもたらす存在として認識されていることがうかがえると分析されています。

<詳しくは>

https://www.mynavi.jp/news/2025/07/post_49523.html

☆—————☆

◆◆ 気になる統計の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「統計の動き」のテーマから、個別労働紛争解決制度の施行状況について見ていくこととします。

■ 令和6年度個別労働紛争解決制度の施行状況

厚生労働省は、6月25日、「令和6年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめ、公表しました。その概要は次のとおりですが、総合労働相談件数は5年連続で120万件を超え、高止まりの状況にあります。

なお、「総合労働相談」とは都道府県労働局、労働基準監督署、駅近隣など379か所（令和7年4月1日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置し、専門の相談員が対応しているものです。また、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等（部）室」が設置され、それまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されています。

〔概要〕

1 総合労働相談

（1）相談件数：1,201,881件（0.7%減）

（2）上記のうち、何らかの労基法等の違反の疑いがあるもの：207,619件（前年度比7.6%増）

（3）上記のうち、民事上の個別労働関係紛争相談：267,755件（0.6%増）

2 民事上の個別労働関係紛争相談についての助言・指導又はあっせん

（1）労働局長に対する助言・指導の申出件数：8,865件（5.9%増）

〔内訳〕

－解雇：801件〔構成比7.8%〕

－雇止め：617件〔同6.0%〕

－退職勧奨：638件〔同6.2%〕

- －採用内定取消し：72 件〔同 0.7%〕
- －自己都合退職：859 件〔同 8.4%〕
- －出向・配置転換：628 件〔同 6.1%〕
- －労働条件の引下げ：1,103 件〔同 10.7%〕
- －その他の労働条件：2,812 件〔同 27.3%〕
- －いじめ・嫌がらせ：960 件〔同 9.3%〕
- －雇用管理等：811 件〔同 7.9%〕
- －募集・採用：75 件〔同 0.7%〕
- －その他：909 件〔同 8.8%〕

（注 1）内訳は、1 回の申出が複数の内容にまたがる場合は複数の件数として計上。

（2）紛争調整委員会におけるあっせんの申請件数：3,866 件（4.9%増）

〔内訳〕

- －解雇：792 件〔構成比 19.3%〕
- －雇止め：411 件〔同 10.5%〕
- －退職勧奨：344 件〔同 8.4%〕
- －採用内定取消し：85 件〔同 2.1%〕
- －自己都合退職：172 件〔同 4.2%〕
- －出向・配置転換：153 件〔同 3.7%〕
- －労働条件の引下げ：399 件〔同 9.7%〕
- －その他の労働条件：665 件〔同 16.2%〕
- －いじめ・嫌がらせ：716 件〔同 17.4%〕
- －雇用管理等：185 件〔同 4.5%〕
- －その他：166 件〔同 4.0%〕

（注 2）内訳について、注 1 と同じ。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00201.html

☆

☆

◆◆ 東京労働局からのお知らせ

東京労働局からオンライン講習会開催の情報提供をいただきました。
ぜひ参加をご検討ください。

8月1日（金）に医療・介護・保育等職業紹介事業の適正な運営に係るオンライン講習会を開催します！

このたび東京労働局では、主に医療・介護・保育等分野の職業紹介事業を行っている事業者を対象として、適正な職業紹介事業運営のためのオンライン講習会（Zoom ウェビナー）を開催いたします。セミナーの詳細及びご参加をご希望の方は、下記 URL をご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/jyukyuuousei_070801_00001.html

◆◆ 《「厚労省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

■2025 年 7 月 2 日発行 人事労務マガジン／特集第 177 号 ■

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001510087.pdf>

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

★★民紹協からのお知らせ

職業紹介責任者講習／職業紹介事業実践セミナー

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型】

◇宮 城：8/28（木）

◇東 京:7/28 (月)、8/4 (月)、8/20 (水)、8/26 (火)、9/3 (水)、9/8 (月)、9/24 (水)
◇神奈川:9/26 (金)
◇愛 知:9/12 (金)
◇大 阪:8/21 (木)、9/19 (金)
◇福 岡:7/25 (金)、10/10 (金)

【オンライン】

7/30 (水)、8/1 (金)、8/6 (水)、8/8 (金)、8/18 (月)、8/25 (月)、9/1 (月)、9/10 (水)、
9/17 (水)、9/22 (月)、9/29 (月)

<https://www.minshokyo.or.jp/course/index.html>

◆◆職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）◆◆

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。

【基本編】

第2回 令和7年7月24日（木）14:00～17:00 Zoom
「新・紹介担当者のための求人票セミナー」
第3回 令和7年8月29日（金）14:00～17:00 Zoom
「職業紹介事業実務セミナー」
第4回 令和7年9月25日（木）14:00～17:00 Zoom
「行政機関による定期指導と調査の実務セミナー」

【応用編】

第4回 令和7年8月22日（金）13:00～17:00 Zoom
「トラブル・行政処分に学ぶ紹介事業の健全運営」
第5回 令和7年9月19日（金）14:00～17:00 Zoom
「外国人材の定着を高めるセミナー」

※各セミナーのお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/>

[illegible]

★このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。

☐登録のお申込み、バックナンバーの閲覧はこちらから

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

□配信中止の手続は、こちらから

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

□発行 民紹協 総務課

©公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

許可なく転載することを禁じます。

[illegible]